

建築基準法の用途地域との関係

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条（別表第 2、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条及び第 130 条の 9）の規定により、下表のとおり用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があるため、留意すること。

なお、危険物の数量の算定方法については消防法と異なることがあり、また、数量を敷地で合算して算定するため、管轄する特定行政庁（建築基準法第 2 条第 35 号の規定による「特定行政庁」をいう。）の判断に従うこと。

用途地域別危険物の制限数量

用途地域別 品名	第 4 類 第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類	左記以外の危険物
第 1 種低層住居専用 第 2 種低層住居専用 第 1 種中高層住居専用 田園住居	×	×
第 2 種中高層住居専用 第 1 種住居 第 2 種住居 準住居	5 倍以下 (特定屋内貯蔵所、第 1 種販売所にあつては、15 倍以下)	1 倍以下 (特定屋内貯蔵所、第 1 種販売所にあつては、3 倍以下)
近隣商業 商業	10 倍以下 (特定屋内貯蔵所、第 1 種及び第 2 種販売取扱所にあつては、30 倍以下)	2 倍以下 (特定屋内貯蔵所、第 1 種販売取扱所にあつては、6 倍以下)

準工業	50 倍以下	20 倍以下 (特定屋内貯蔵所、第 1 種及び第 2 種販売取扱所にあつては、50 倍以下)
工業 工業専用 指定なし	制限なし	制限なし

備考

- 1 表中×印について、原則危険物を貯蔵又は処理に供する建築物は認められないが、建築基準法別表第 2 第 10 号に規定する住宅、学校等に附属する場合は設置することができる。

なお、この場合における危険物の制限数量は、近隣商業地域の制限数量となる。

- 2 地下貯蔵タンクに第 4 類第 1 石油類、アルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類を貯蔵する場合、及び国土交通大臣が指定するナトリウム・硫黄蓄電池を設置する場合は、危険物の制限数量は適用されない。